

質問第一〇六号

T S M C 及び J A S M との契約に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和六年四月十日

須藤元気

参議院議長 尾辻秀久 殿

T S M C 及び J A S M との契約に関する質問主意書

令和三年十二月二十日に、日本政府は特定半導体生産施設整備等計画（以下「本計画」という。）に対して補正予算を計上した。

T S M C とその子会社である J A S M (Japan Advanced Semiconductor Manufacturing 株式会社) が補助金の申請書を経産省に提出し、令和四年六月十七日、当時の経産大臣によつて J A S M に対する四千七百六十億円の助成が決定し一部はすでに支給された。

それをもつて、以下質問する。

- 一 日本政府と T S M C 及び J A S M の間で本計画における助成金支給に関する契約は存在するのか。
- 二 T S M C 及び J A S M は、熊本県との秘密保持契約を理由に、J A S M 工場から排出される有毒物質を含む化学物質の種類について一切の公表を拒んでいるといわれている。憲法二十五条及び環境保護の観点から、そのような秘密保持契約の効力が許されるのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。